

やぶやぶにゆうす

号外
第2弾

編集・発行：株式会社大藪保険コンサルタント／有限会社やぶライフプランニング 〒167-0032 東京都杉並区天沼 3-2-6 トヨタ駅前ビル2階 TEL 03-3392-6765 FAX 03-3392-6793

コロナ禍を皆で協力して乗り切りましょう！

なかなかおさまらない新型コロナウイルスです。

皆様におかれましては、毎日不自由な生活を強いられ、さらに事業者の皆様におかれましては、売上げ減等の影響が及んでいるのではないかとお察し申し上げます。

弊社として、顧客の皆様のお役に立てることは何かないだろうか？そうした思いで、A給付・助成金、B減免・貸与、C各種融資（実質無利子）の各種制度を取りまとめました。

以下、**号外第2弾**としてお伝えいたします。

もちろん、皆様によって適用できる範囲や必要な制度が異なると思います。

また今後、廃止されたり、追加される制度もあるかと思いますが、令和2年度補正予算が成立した4月30日現在での政策一覧表を弊社として別紙の通りまとめました。皆様ご自身でも各種制度についてご確認をお願いします。

保険会社の無利子貸付制度や契約満期手続きの9月末日までの延長制度と共に、上記の制度をご活用いただければ幸いです。

また、制度の申請は、社会保険労務士さんが最も適しているようですが、何処も彼処もてんでこ舞いのようです。少しお時間がかかるかもしれませんが、弊社顧問2名の社会保険労務士とも相談しながら、より良い制度の活用を一緒に考えたいと思いますので、お気軽にご相談ください。

当分は厳しい状況が続くかと思われませんが、皆様と一緒に新型コロナウイルスを吹き飛ばし、新たな事業や夢を一緒に見通せるよう頑張りましょう！

**雇らない！
うつさない！
気に病まない！**

(株) 大藪保険コンサルタント
(有) やぶライフプランニング
TEL 03-3392-6765
FAX 03-3392-6793
編集長代理・増田 裕一

最も利用されている 給付金です！ 持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する**意思がある事業者**。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい